



Title	人間の安全保障をめぐる規範と複合的ガヴァナンスの生成と展開に関する研究
Author(s)	栗栖, 薫子
Citation	大阪大学, 2006, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/47131
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

氏名	栗栖 薫子
博士の専攻分野の名称	博士（国際公共政策）
学位記番号	第 20638 号
学位授与年月日	平成 18 年 7 月 28 日
学位授与の要件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学位論文名	人間の安全保障をめぐる規範と複合的ガヴァナンスの生成と展開に関する研究
論文審査委員	(主査) 教授 黒澤 満 (副査) 教授 星野 俊也 助教授 ロバート・エルドリッヂ

論文内容の要旨

本論文では、人間の安全保障概念のもつ含意を明らかにしたうえで、人間の安全保障をめぐる規範とガヴァナンスのあり方を国際関係理論に依拠しつつ分析することを、主要な目的とする。具体的には、第一に、人間の安全保障とは何を意味するのか、どのような意義をもつのかを考察する。第二に、人間の安全保障をめぐる規範はどのような特徴をもち、どのように形成されてきたのかを明らかにする。そのうえで、第三に、形成されつつある規範にもとづくガヴァナンスの体系的な特徴は何であるのか、という問い合わせることを目指す。最後に、以上の分析に基づきながら、人間の安全保障をめぐる規範やガヴァナンスの方向性を明らかにし、政策提言を行なう。

第 1 章においては、国際関係論と政治学の理論的先行研究に基づき、人間の安全保障をその概念から構築する作業を行った。個人であれ、「人びと」であれ、人間の安全や安心を理解するうえでは、家族、エスニック・コミュニティ、地域コミュニティ、社会、国家、地域、国際社会という重層的な視点が必要である。第一義的には、政府が国民の安全や福祉の確保において十分に機能していることが重要であるが、そのような能力や意志を持たない政府があることが述べられる。

第 2 章と第 3 章では、人間の安全保障をめぐるガヴァナンスの特徴を定性的に分析することを目的として、まず規範形成の過程を明らかにし、さらにその規範がいかにして実施されているのか、その形態を分析した。まず第 2 章では、国際的な場面においていかに同概念が提示され、形成されてきたのかを、国連・国連開発計画など国際機関や、カナダ・日本政府の言説、またそれに影響を及ぼした研究者たちの言説を分析することにより明らかにした。国際規範の形成過程やアクターへの影響過程の分析に用いられる、コンストラクティビズム（社会構成主義）の従来の手法を修正し、「複合規範」概念を提示した後に、規範の動態的变化のプロセスをとらえるひとつのモデルを示した。第 3 章は、人間の安全保障をめぐるガヴァナンスの萌芽的な現状を、複合的ガヴァナンスというモデルを用いて分析したものである。

最後に、第 4 章では、人間の安全保障をめぐる規範やルールが、どのようにあるべきか、という規範（normative）論を取り扱った。第 2 章、3 章が人間の安全保障をめぐる規範形成やガヴァナンスの実証的な研究であるのに対して、第 4 章では、国際関係論の既存の規範論に依拠しながら、人間の安全保障はどうあるべきか（ought to）という問題を取り組んだ。以上の分析のまとめに基づいて、最終章では、人間の安全保障の今後の方向性と若干の提言が示唆されている。

人間の安全保障は、人間を中心としたアプローチをとりながら、開発、環境、人権などの諸分野における規範要素を総合した「複合規範」として形成され、現在は、アジア・アフリカ諸国、EU、南北を超えた市民社会など、多様な主体への伝播の途上にある。そのうち、「欠乏からの自由」に焦点を当てる立場と、「恐怖からの自由」を重視する立場と双方があるが、人間の安全保障が双方を包括した複合規範であることにはほぼ異論がなくなっている。国家安全保障規範との関係においては、人間の安全保障のもつ対立規範としての側面を強調する勢力は一部存在しながらも、今後はむしろ相互の領域が「調整」されて定着していくであろうと結論づけられる。人間の安全保障をめぐる規範の生成と伝播の過程、またガヴァナンスの形態を明らかにした体系的研究はこれまでになく、本論文の意義はそこにあるといえよう。

論文審査の結果の要旨

「人間の安全保障をめぐる規範と複合的ガヴァナンスの生成と展開に関する研究」と題する本論文は、人間の安全保障概念の含意を明らかにした上で、人間の安全保障をめぐる規範とガヴァナンスのあり方を、国際関係理論に依拠して分析することを目的としている。すなわち、人間の安全保障とは何を意味するのか、それに関する規範はどのような特徴をもち、どのように形成されてきたのか、そのガヴァナンスの体系的な特徴は何かを検討し、その規範やガヴァナンスの方向性を明らかにし、政策提言を行うことである。

第1章は、人間の安全保障の概念的考察であり、家族、コミュニティ、社会、国家、地域、国際社会という重層的な視点から概念を検討し、政府が国民の安全や福祉の確保に対する能力を持たない場合やその意思を持たない国家指導者が存在する場合に、この概念が有益なことが強調される。

第2章は、人間の安全保障規範の形成と伝播をめぐる政治に関するもので、国際的な場において、この複合概念がいかに提示され、形成されてきたのかを国際機関や政府の言説、およびそれらに影響を与えた研究者たちの言質を分析することで実施し、またその規範がいかにして実施されているのかを検討する。

第3章は、人間の安全保障をめぐるさまざまなガヴァナンスの萌芽的な現状を分析し、複合的ガヴァナンスとして、国際レジームから階層的統治、ネットワークまで多様なガヴァナンス原理が適用されるので、異なるガヴァナンス原理を総合し、調整するメタ・ガヴァナンスの必要性を強調する。

第4章は、人間の安全保障をめぐる規範やルールが、どのようにあるべきかという規範論を取扱い、コスモポリタン的な世界観を反映しているが、国家が人々の生存に責任をもつという想定が消滅することなく、内政不干渉原則と人道的危機における国家主権の制約などさまざまな問題を調整し、規範要素として組み込んでいくべきであるとする。

結論として、人間の安全保障は国家安全保障を代替するものではなく、人間の安全を重視する立場から国家の役割を再評価し、国家が機能しない場合に複合的ガヴァナンスによりそれが維持されること、またそれは既存の規範を取り込んだ複合規範であり、競合する規範との間で調整を繰り返し定着するものであるとする。

若干の提言として、日本の研究機関はアジアにおける関連のデータベースの構築や分析、個々のケーススタディの蓄積を行うべきであるとし、また日本、カナダ、EUなど、人間の安全保障を主張する諸国の連合を形成し、この規範への支持の確立と規範の伝播に協力すべきことが指摘される。

この論文は、人間の安全保障規範の形成と伝播の過程、またガヴァナンスの形態に焦点をあてた体系的研究であり、このような研究はこれまで行われておらず、人間の安全保障に関する初めての包括的かつ体系的な研究であり、関連学会への多大な寄与であると考えられる。よって、審査委員会の全会一致により、博士（国際公共政策）の学位に十分に値するものと判断する。